相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市大字太刀打字柳川一六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川正八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤城　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市字柏原町六三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　乳井　康一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　花田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市雄勝町名振字小浜三八番地、最後の住所宮城県石巻市雄勝町名振字小浜三二番地一　被相続人　亡　髙橋とよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

宮城県石巻市穀町一一番二九号　相続財産管理人　中尾　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡富岡町字夜の森北三丁目一七番地一三号、最後の住所福島県双葉郡富岡町大字上手岡字高津戸一四七番地の二特別養護老人ホーム舘山荘　被相続人　亡　國分　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

二〇一三年七月一六日

福島県いわき市平字堂根町四番地一戸部商事株式会社堂根町ビル二〇一ひろ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　毛利　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市板倉町一一八八番地、最後の住所栃木県足利市山下町一四九〇番地　春日団地一二〇―一　被相続人　亡　三ツ俣枝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

栃木県足利市永楽町九番地四号　大協ビル二階　相続財産管理人　小沼　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区旭町三丁目五一七番地、最後の住所埼玉県飯能市美杉台五丁目二番地三―五〇四　被相続人　亡　佐々木　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階　相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市大厩一一六六番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山井　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福田佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬一丁目三五九番地、最後の住所東京都足立区綾瀬一丁目三三番二号　被相続人　亡　小中　清義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目七番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸南二丁目八番一号　被相続人　亡　九鬼隆一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

横浜市中区住吉町一丁目一四番地第一総業ビル七階　永井・天野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永井　嵩朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市京町一丁目二七番地、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目八〇番三〇―四〇四号　被相続人　亡　原　静代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十六日

川崎市高津区下作延二丁目三五番一―三二一号　相続財産管理人　司法書士　船木　美香

第22期決算公告

平成25年6月18日

福島県いわき市好間工業団地20―1
アルパイン情報システム株式会社
代表取締役社長　前田　眞二

貸借対照表の要旨
（平成25年3月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	488	流動負債	202
固定資産	27	固定負債	72
有形固定資産	2	株主資本	241
無形固定資産	0	資本金	125
投資その他の資産	25	利益剰余金	116
		利益準備金	31
		その他利益剰余金	85
		（うち当期純利益）	(32)
資産合計	515	負債・純資産合計	515

第40期決算公告

平成25年6月12日

福島県いわき市好間工業団地３番地の10
アルパインマニュファクチャリング株式会社
代表取締役　菅野　義継

貸借対照表の要旨
（平成25年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	927	流動負債	450
固定資産	1,126	固定負債	179
有形固定資産	1,122	株主資本	1,424
無形固定資産	3	資本金	275
投資その他の資産	1	資本剰余金	125
		資本準備金	125
		利益剰余金	1,024
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	991
		（うち当期純利益）	(217)
資産合計	2,053	負債・純資産合計	2,053